基本財産等運用方針

平成３０年１１月１３日策定

平成２４年１０月２２日付け経第１００２号で県商工労働部長から通知のあった「公社等外郭団体の適正な資金運用の確保について」及び過去の運用状況等を踏まえ、基本財産等の運用方針を次のとおりと定める。

①債券により運用する。なお、預金はペイオフ限度額まで預けているため対象としない。
②定款及び経理規程に従い、安全確実な金融商品により運用する。
具体的には、元本が保証され、利息収入が定期的かつ確実に見込まれるものとする。
③保有目的は、原則として満期保有とする（「金融商品会計に関する実務指針」参照)。
④最近の債券市場の動向を踏まえると、運用期間１０年では運用替えに伴う運用益の減が大きいことから、当面の運用益を確保するため、運用期間２０年を基本とする。
⑤原則として取得価格は額面価格以下とするが、同時期に購入できる債券と比較して応募者利回りが有利であり、過去の購入実績と比較して概ね同等程度の取得価格である場合は、取得価格が額面価格以上であっても可とする。
⑥購入対象の債券は次のア～オとし、利回りの高いものから選択する。
ア　国債
イ　千葉県債
ウ　千葉市債
エ　共同発行市場公募地方債
オ　政府保証債
カ　地方公共団体金融機構債
⑦既発債を購入する場合は、入札又は見積合わせの方法により取引金融機関を決定することを原則とする。
新発債を購入する場合は、（ア）賛助会員企業、（イ）当該債券発行に係る主幹事会社、（ウ）取引金融機関の債券保有額のバランスなどの事情を勘案して取引金融機関を決定する。